

令和 7 年度芽室町議会議員研修計画

1 令和 7 年度芽室町議会議員研修方針

芽室町議会基本条例第 6 条に規定する「議員の政策形成及び立案能力等の向上を図る」ため、芽室町議会議員研修要綱第 4 条に基づき、令和 7 年度の研修計画を次のとおり定めます。なお、芽室町議会災害時対応基本計画（ver3.0／令和 2 年 11 月改訂）に規定する警戒ステージ等の変化に応じ、研修手法や実施の可否を適宜検討の上、決定することとします。

2 令和 7 年度芽室町議会議員研修実施計画（要綱第 4 条）

（1）専門研修（実務研修）

- ① 人口減少時代における地方財政のチェックポイント
 - ・講 師：竹田圭助氏（株式会社日本政策総研上席主任研究員）
 - ・時 期：5 月 23 日（金）10 時～12 時
- ② 「持続可能な地方議会の存続のために」
 - ・訪問先：栗山町議会
 - ・時 期：7 月 9 日（水）※北海道町村議会議長会主催議員研修会翌日
- ③ なり手不足の 3 つの危機を防ぐために町議会が留意すべきこと
 - ・講 師：江藤俊昭氏（大正大学社会共生学部教授／芽室町議会サポーター）
 - ・時 期：7 月 25 日（金）午後（詳細別途調整）

（2）一般研修（議員一般研修）

- (ア) 北海道町村議会議長会主催議員研修会＜7 月 8 日（火）＞
- (イ) 十勝町村議会議長会主催議員研修会＜10 月 31 日（金）＞
- (ウ) 西部 4 町議長会主催議員研修会（未定）

令和7年5月30日

地区町村議会議長会 会長 各位

北海道町村議会議長会
会 長 渡 部 孝 樹

議員研修会の開催について

下記のとおり議員研修会を開催いたしますので、お手数をおかけいたしますが、別紙により出欠等をお取りまとめいただき、6月17日（火）までにご報告いただきますようお願いいたします。

記

日 時 令和7年7月8日（火）13：00～16：30
会 場 札幌コンベンションセンター
（札幌市白石区東札幌6条1丁目1－1）
講 師 ・西南学院大学法学部 教授 勢一 智子（せいいち ともこ） 氏
・日本郵政株式会社 社長 増田 寛也（ますだ ひろや） 氏

議 会 第 2 1 号
令和7年6月12日

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

芽室町議会議長 梶 澤 幸 治

栗山町議会・芽室町議会議員交流懇親会の開催について（依頼）
時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、「持続可能な地方議会の展望について」をテーマとし、両町議会による意見交換を通じ、いっそうの議会活動の充実・強化につなげるための懇親会を催す運びとなりました。

つきましては、公務御多忙の折に恐縮ですが、お繰り合わせの上御出席賜りたく御依頼申し上げます。

記

- 1 日 時 令和7年7月8日（火曜）17時45分～19時45分
- 2 場 所 ポールスター札幌4階シャクナゲ
(札幌市中央区北4条西6丁目)
- 3 会 費 7,000円／人
- 4 その他
(1) 事務局職員の出席に御配慮願います。
(2) 企画書は別紙を御参照ください。

(議会事務局総務係)

栗山町議会との交流懇親会（レセプション）企画書

1 開催日程について

- (1) 日 時 7月8日(火曜) 17時45分～19時45分
- (2) 場 所 ポールスター札幌(4階シャクナゲ)
(札幌市中央区北4条西6丁目／TEL011-330-2532／担当：渋谷)
- (3) 会 費 7,000円(7品コース・飲み放題付・税込／2時間)
(中型バス駐車料金@2,000円／空車時のみ事前予約不可)
- (4) 主 催 芽室町議会議員会
- (5) 特 記
- ア 栗山町議会 11名＋3名(事務局)
全道議長会研修会終了後(16時頃)、夕食交流会場に直行する。
- イ 芽室町議会 15名＋1名(事務局)
全道議長会研修会終了後(16時頃)、ホテルにチェックインしてから
夕食交流会場に向かう。

2 レセプション企画について

- (1) 両議会議長挨拶・自己紹介等次第別途作成
(2) 両議会混合席（8名席×2＋7名席×2）

令和7年度芽室町議会議員研修 ④

「持続可能な地方議会の存続のために」

■ 日 程 令和7年7月9日（水）10：00～11：30

※ 令和7年度北海道町村議会議長会議員研修会（7月8日）の翌日の研修日程

■ 場 所 栗山町議会（栗山町役場3階議員控室）

■ 対 象 芽室町議会議員（15名）・＜随行者：事務局（1名）＞

■ 目 的

全国初の議会基本条例の制定をはじめ、先駆的に数々の議会活動を実践している実態を学ぶ。

平成27年及び31年の2回にわたり無投票となったことを受け、特別委員会を設置し、「議員の報酬と定数のあり方」や「なり手不足」の課題解決に向けて調査研究に取り組んだ実績を学ぶ。

■ 視察研修項目

（1）「議員の学校」の課題と成果について

（第19回マニフェスト大賞議会改革部門優秀賞受賞テーマ）

（2）「政務活動費」の課題と成果について

（3）「議員定数と報酬の見直し」の検討状況について

芽室町議会視察出席者名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	議 長	かじさわ こうじ 梶澤 幸治	3 期
2	副議長	すずき たけみつ 鈴木 健充	3 期
3	議 員	きくち ひであき 菊池 秀明	1 期
4	〃	いとう みのる 伊藤 稔	〃
5	〃	きむら あつひこ 木村 淳彦	〃
6	〃	おがさわら ひとし 小笠原 等	〃
7	〃	なかた ち え こ 中田智恵子	2 期
8	〃	ほりきり ただし 堀切 忠	〃
9	〃	わたなべよういちろう 渡辺洋一郎	3 期
10	〃	たちかわ み ほ 立川 美穂	3 期
11	〃	さなえ ゆたか 早苗 豊	3 期
12	〃	なかむら かずひろ 中村 和宏	3 期
13		まさむら き み こ 正村紀美子	4 期
14	〃	じょうつう なおひと 常 通 直人	5 期
15	〃	にしお かずのり 西尾 一則	7 期
16	事務局長	やすだ あつし 安田 敦史	R3. 4. 1～

○芽室町議会議員研修要綱

(平成 24 年 2 月 15 日議会運営委員会決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、芽室町議会議員(以下「議員」という。)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第 3 条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は次の号のとおりとし、体系については別表 3 のとおりとする。

(1) 一般研修

ア 新議員(前期・後期)研修

イ 役職議員研修

ウ 議員一般研修

(2) 専門研修

ア 委員会所管研修

イ 実務研修

ウ 課題研修

(研修の実施計画)

第 4 条 前条各号に規定する研修は、毎年度当初に別に作成する実施計画書に基づき実施するものとする。

2 前項の実施計画書は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、前条第 2 号アの委員会所管研修については、この限りでない。

3 議長会・議員会等の研修計画を参考に作成する。

(講師等)

第 5 条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度定め依頼するものとする。

(研修報告)

第 6 条 研修を受講した議員は、別記第 1 号様式議長に研修結果を報告しなければならない。

2 議会は、前項の研修結果を公表することができる。

(委任)

第 7 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

	研修の種類	対象者	研修の内容	研修の名称等
一般研修	新議員研修	新議員	新議員として必要な基礎知識を習得する研修	・ 新任議員研修会(前期・後期) ・ 北海道町村議会議長会等が主催する新任研修会
	役職議員研修	議長 副議長 正副委員長	議長、副議長及び委員長(すでにこれらの役職を経験している者は任意)としての役職に関する知識を習得する研修	・ 議長、副議長研修会(全国町村議会議長会) ・ 議長、副議長、正副委員長研修会
	議員一般研修	全議員	議員としての知識を習得する研修	・ 議員研修会(北海道町村議会議長会、十勝管内町村議会議長会、西部4町議長会等)
専門研修	委員会所管研修	委員	委員会所管事項に関する専門的な研修(視察研修を含む)	・ 議員専門研修(予算・決算等)
	実務研修	全議員	行政、政策などの実務に関する研修	・ 議員専門研修(政策等)
	課題研修	希望議員	課題に応じ特別に実施する研修	・ 議員専門研修(課題別)

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 印

研 修 成 果 報 告 書

芽室町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

1 研 修 日 時

2 研 修 先

3 研 修 目 的

4 成果(具体的に)